

木津川市教育委員会会議録

令和8年第5回木津川市教育委員会定例会

○日 時：令和8年5月18日（月） 午後3時から午後3時58分まで

○場 所：木津川市役所 5階 全員協議会室

○出席者：竹本充代教育長、佐脇貞憲委員、皆川麻紀委員、智原江美委員、城野智委員

（事務局）五十嵐こども未来部長、平井教育部長、雑賀理事、古和田理事、福井教育部次長兼教育総務課長、東村教育部次長兼学校教育課長、松井教育部次長兼文化財保護課長、村中保育幼稚園課長、中島社会教育課長

傍聴の申請があり、木津川市教育委員会会議規則第12条及び木津川市教育委員会傍聴規則第2条の規定に基づき、許可する。

〈傍聴者入室〉

1. 開 会 教育長
教育長あいさつ

新任委員就任あいさつ（令和8年5月11日付、新任）

2. 前回会議録の承認

委員から次の通り意見があった。

- 5ページ中委員の発言「時間外勤務時間だけを削減すればよいとなれば、～持ち帰って仕事を片付けたらということになってしまう。」と記載されているが、意図がわかりにくい。一般企業の一事例であることが、はっきりわかるように修正願いたい。

教育長：確認する。時間の長さに捉われることなく、本来の勤務時間管理に焦点を置いた時間外勤務時間の削減、働き方改革をするべきという主旨のもとでの発言ということ
でよいか。

委 員：そのとおり。この発言の主旨は、数値目標は必要だが、数値に捉われず、中身を丁寧に見てもらいたい。その話の中で、民間企業では、こういった話も聞いているという事例を出したもの。

教育長：主旨としては、企業での例を出しながら、時間に捉われることなく、中身をきちんと見るようにする、という発言であったとして、調整し、修正する。

この点について、教育長が事務局に修正を指示し異議なく承認された。

3. 議 事

《議案第10号 木津川市育英資金交付規則の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

育英資金運営委員会委員の資格要件について、委員の役割について改めて検討を行い、学問的な知識経験だけではなく、実務経験や地域の実情に精通した者が適するとの考えから所要の改正を行うもの。

【質疑】

教育長：この改正の趣旨は、地域の実情に精通し、育英資金交付に関わる審議にふさわしい人物を選出することにある。

【採決】

教育長が議案第10号について採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第11号 木津川市育英資金運営委員会委員の委嘱について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

任期満了により委員の委嘱を行うもの。任期は委嘱の日から3年。

【質疑】

教育長：今回委嘱された委員は、令和8年度の育英資金の交付について審議されることになるのか。

事務局：そのとおり。

委 員：4号委員の高井氏は平成26年から委員就任されているとのことだが、前回の委嘱では何号委員であったのか。

事務局：学識経験者として4号委員での委嘱。同氏は学識経験者という言葉の定義の一般的な捉え方である大学の教授などではなく、PTA役員などで学校に協力されてきた方であり、誤解を招く恐れがある。今回、規則改正をして、新たな4号委員の区分として委嘱するもの。

教育長：同氏は小学校からPTA活動をされており、本市の小中学生の状況をよく把握し

ている方である。議案第10号で規則改正が承認され、委員として委嘱したいと考え、提案するものである。

【採決】

教育長が議案第11号について採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第12号 木津川市立学校運営協議会委員の任命及び委嘱について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

学校運営協議会は、上狛小学校、城山台小学校、木津小学校で先行設置していたが、令和6年8月に策定した「木津川市立コミュニティ・スクール構想」で、令和8年度までに全小中学校に学校運営協議会を設置するとし、準備を進めてきた。

今回は、先行設置校の委員交代も含め、全市立小中学校18校の委員を任命又は委嘱するもの。合計新任121名、継続19名の合計140名。

【質疑】

委員：委員は10名以内と規定されているが、学校規模に関係なく必要とする委員数を委嘱するということか。

事務局：そのとおり。

委員：継続と新規の任命があるが、2年の任期の間に半数が交代することになるのか。

事務局：先行設置している3校では、任期中であってもPTA役員や校長が変わると、新たに任命または委嘱することになる。後任の委員は前任者の残任期間が委嘱期間となる。

教育長：地域の役員変更により、委員も変わることがある。

委員：学校運営協議会は年間最低3回の開催とのことだが、今日の委員会で委嘱決定してから運営委員会が実際に始動する時期は学校によって違うのか。委嘱期間の開始日も違う。具体的な進捗状況がわかれば説明願いたい。

事務局：早いところでは、委嘱決定後すぐに会議を開催する予定の学校もあると聞いている。

教育長：会議は概ね学期に1回開催の計画である。年度はじめ、学期はじめに開催されることが多いのではないかと考える。運営協議会では、学校長が地域や学校の状況を説明したり、運営方針を示して承認を求めることになる。

委員：他市町で活発に活動されているところは年間3回以上開催されている。委員研修などでも年間3回では少ないのではないかという意見も聞く。学校から開催回数を増やしたいとの要望があった場合、教育委員会としては対応するのか。

事務局：形骸化することなく、活発な活動を望んでいる。運営協議会の開催回数は3回と

固定しているわけではない。基本は3回としているが、具体的に5回開催したいという学校もある。

教育長：会議は年間3回であっても、学校の視察など、そのほかの活動も考えられる。運営協議会が始動してから、具体的にどうしていくのか、学校運営を支援するための協議会であるので、教育委員会としても支援していきたいと考えている。

【採決】

教育長が議案第12号について採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第13号 木津川市立幼稚園評議員の委嘱について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

前年度の任期満了に伴い、令和8年度の委嘱を行うもの。

【質疑】

委員：今回委嘱する4名は全員再任か。

事務局：そのとおり。

委員：委嘱の理由となる経歴は。

事務局：木津幼稚園の奈良氏は公立保育園で長年勤務され、退職後は主任児童委員など幼児教育に携わっている。藤井氏は公立幼稚園勤務、民生児童委員、男女共同参画推進委員など歴任。相楽幼稚園の明平氏は法泉寺の住職であり、以前から市内の幼稚園・保育園に裏山を自然体験活動の場として提供されるなど、協力されている。藤田氏は公立幼稚園長退職後、地域活動にも参加されている。

【採決】

教育長が議案第13号について採決を行い、全員一致で可決された。

3. 教育長報告（令和8年4月21日～令和8年5月17日）

教育長が、事業報告に基づき報告を行った。中でも次の点について、説明があった。

- ・ 4月21日 山城地方校園長会議に出席した。教育局長の説示、行政説明があった。
- ・ 4月22日 大和学園包括連携協定締結式に出席した。90年以上、京都で調理や製菓などの専門学校経営をされている。食を通じた地域活性化など、今後具体的な事業に向けて進んでいく。

国土交通省が主催した土砂災害防止絵画コンクールの入賞者2名の表敬訪問を受けた。どちらも優秀賞（事務次官賞）を受賞している。

- ・ 4月23日 24日まで2日間、令和8年度近畿都市教育長協議会定期総会に出席した。内容は講演、事例発表などであった。
- ・ 4月29日 JR加茂駅前広場でのかも野外音楽フェスタに参加した。中学校の吹奏楽部や市民団体などが音楽やダンスで交流されていた。
- ・ 5月1日 木津川市教育支援委員会に出席した。今年度の就学相談活動のスタートである。
- ・ 5月11日 城野教育委員任命書交付式を行った。
自治功労者への市政報告会に出席した。市長から市の状況についての説明があった。
- ・ 5月13日 第76回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会に出席した。講演、文部科学省からの行政説明や分科会での事例報告や意見交換などがあった。
- ・ 5月16日 木津川市文化芸術協会および国際交流協会の総会にそれぞれ出席した。
- ・ 5月18日 木津川市校園長会議に出席した。

5. その他

(1) 今後の行事予定

事務局が、今後の行事予定について説明を行った。

【質疑】

委員：木津川市子供の移動経路／通学路等の安全推進会議の内容はどういったものか。

事務局：年間2回、5月と10月に開催している。教育委員会、京都国道事務所、京都府土木事務所、市管理課などの道路管理者、警察関係者が一堂に会して、通学路に関する学校などからの要望について対応を検討する。現場の確認なども含め、具体的な対策を検討している。

教育長：平成24年に亀岡市で起こった通学路での事故をきっかけに各市町で通学路の点検が実施され、確実に改善していくために平成26年に、この会議が設置された。先に説明があったように各機関が集まって協議する場となっている。そこに大津市での散歩中の保育園児の事故が発生したことで、こどもの移動経路も対象となり、幼稚園、保育園も参加するようになっている。

(2) アスパアやましろへのコンビニエンスストアの出店に向けた覚書の締結について

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、資料に基づき説明を行った。

〔説明〕

これまでの経過、覚書概要、今後の予定について説明。

【質疑】

委員：棚倉地域では小売店舗がなく不便であったため、平尾地域に店舗ができることは歓迎されることであると思うが、公共施設と共用部分があるとのことで、夜間は入れないようにしていた駐車場に自由に入出りできることになる。青少年等のたまり場や違法駐車が出てくる可能性が懸念される。他のコンビニエンスストアなどとは立地の性質が違うこともあり、対策をお願いしたい。

教育長：指定管理者とは事前に協議しているが、公共施設との共存になるので、今後夜間対応など詳細については詰めていきたい。

委員：コンビニエンスストアは出店に当たって調査していると思われるが、開店後、採算が見込めないとして撤退することも考えられる。定期借地期間などが変更されることはないのか。

事務局：土地の賃貸借の目的は店舗経営で、期間は25年の契約であるが、特別条項として違約金を支払うことで解約が可能である。そういった事態も可能性としては考えられると認識している。

委員：地域住民への周知はいつになるのか。

事務局：地域の代表者には先に報告している。そこから地域に伝えられ、地域内での説明が必要であれば対応するが、現在のところ住民説明会を開催する予定はない。

(3) その他

委員：部活動の大会へ参加するための交通手段について、保護者から、他府県での部活動における事故の報道を受けて、心配との声を聞く。市の対応基準について説明願いたい。

教育長：事務局から現状説明する。

事務局：契約について説明する。部活動でバスを使用する際の優先順位は、教育委員会所有のバス、市所有のバス、借り上げバスの順になっている。現在は同じ事業者が毎年落札して契約している。入札の際の条件として、運転者の無事故の記録や免許証、特殊車両であるバスを適正に管理できる設備などの有無が分かる書類を提出させるとともに、事故防止対策として、日々の乗車前の飲酒検査の実施やその記録の提出を求めることにより、安全性を一定担保している。

教育長：学校が事業者へ直接依頼するのではなく、市役所の契約を基に依頼している。

委員：部活動の顧問が私用車で生徒を乗せて行くことはあるのか。

事務局：それはない。公式戦・準公式戦は市費でバス代を負担している。顧問同士の個人的なつながりによる練習試合は、公共交通機関を利用している。公共交通機関での移動が無理な場合は市からバスを出しているため、私用車は利用させていない。

教育長：バスや運転手の管理など条件を守っていける事業者と契約している。今後もこど

もたちの移動手段としてバスを借り上げることもあるので、使用する側の体制も整えていく。

(4) 次回教育委員会は、令和8年6月10日（水）に木津川市役所で開催することを確認した。

教育長が、会議を閉会した。